

平戸市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成28年3月25日(金) 午後3時00分から午後4時20分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(28人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸
6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫
11番 松山 矢市	13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男
16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	19番 林 憲治	20番 藤沢 和正
21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳	23番 濱本 寿光	25番 横尾 秀雄
26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之
30番 西川 靖子	31番 山本 順子		

4. 欠席委員(5人)

10番 岡村 勝彦	12番 川尻 修治	18番 末吉 清彦	24番 川村 政幸
32番 宮田 克幸			

5・議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第19号 農地改良届出について

報告第20号 農業振興地域整備計画の変更について

報告第21号 農地法第4条の規定による届出について

報告第22号 農地法第3条に係る合意解約について

報告第23号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 第12回農用地利用集積計画(案)について

議案第54号 農作業賃金等の標準額(案)について

議案第 55号 農地台帳の点検の実施について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 川口 敬 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博
主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成27年度第12回総会を開会いたします。

はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

○会 長

おはようございます。本日は、平成27年度第12回3月期総会にご出席いただきありがとうございます。

桜の花も開花したということでございます。花が咲くと、早期栽培の準備等で大変お忙しいと察するところでございます。23日に長崎県農業会議の第105回総会が開催されました。その中で注意がありましたけれども、農作業による農業機械による事故他に注意して、農作業に励んでいただきたいという旨の話がありました。そういったことで、県農業会議事務局長をなさっておられます〇〇事務局長も、後に皆様方に研修される予定です。その中で触れられると思いますけれど、〇〇事務局長も今年3月いっぱい退職されるということでございます。せっかくですから、平戸市農業委員会で予定しております懇親会に、是非ご出席をいただきたいとお話しておりますので、最後までお付き合いいただけるものと思っております。よろしくをお願いいたします。

来月5、6日になると思いますが、東京で開催されます情報会議のご案内をいただいております。出席させていただこうと思っております。

今日も重要な案件をご審議いただくわけですが、最後まで、慎重なるご審議をいただきますようお願いいたします。開会のご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、10番委員、12番委員、18番委員、24番委員、32番委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。よって、出席

委員は委員定数33名中、28名で定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、25番委員26番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事を指名いたします。

以上で日程第3を終わります。

○議長

これより平成28年3月期の会務報告と、平成28年4月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは平成28年3月期の会務報告と、平成28年4月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(3月会務報告、4月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度4月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成28年4月27日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を平成28年4月27日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第19号 農地改良届出について 》

○議 長

報告第19号「農地改良届出について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料2ページをお願いします。報告第19号「農地改良届出について」を説明いたします。
(報告第19号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議 長

ただ今、事務局より報告第19号「農地改良届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第19号「農地改良届出について」につきましては、届出のとおり処理済みといたします。

《 報告第20号 農業振興地域整備計画の変更について 》

○議 長

続きまして、報告第20号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。農林課の提案説明を求めます。

○事務局

資料3ページをお願いします。報告第20号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明いたします。
(報告第20号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議 長

ありがとうございました。ただ今、報告第20号「農業振興地域整備計画の変更について」の説明が終わりましたので、審議に入ります。なにかご意見、ご質問ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないということですので、報告第20号「農業振興地域整備計画の変更について」につきましても、報告のとおり処理済といたします。

《 報告第21号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議長

報告第21号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料7ページをお願いします。報告第21号「農地法第4条の規定による届出について」を説明いたします。

(報告第21号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より報告第21号「農地法第4条の規定による届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第21号「農地法第4条の規定による届出について」につきましても、届出のとおり処理済みといたします。

《 報告第22号 農地法第3条に係る合意解約について 》

○議長

報告第22号「農地法第3条に係る合意解約について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案書 8 ページをお願いします。報告第 2 2 号「農地法第 3 条に係る合意解約について」を説明いたします。

(報告第 2 2 号 1～9 番を朗読：9 件)

○議長

ただ今、事務局より報告第 2 2 号農地法第 3 条に係る合意解約についての案件につき、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。なにかございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第 2 2 号「農地法第 3 条に係る合意解約について」につきましては、届出のとおり処理することといたします。

《 報告第 2 3 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

報告第 2 3 号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案書 1 1 ページをお願いします。報告第 2 3 号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を説明いたします。

(報告第 2 3 号 1～9 番を朗読：9 件)

○議長

ただ今、事務局より農業経営基盤強化促進法に係る合意解約についての案件につき、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。なにかございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第 2 3 号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」につきましては、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書13ページをお願いします。議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第52号1～3番を朗読、4～5番は書類不備のため取り下げ : 3件)

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定いたします。

《 議案第53号 第12回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

議案第53号「第12回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
ただし、この案件につきましては、私が平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限に係ることから、議長を退席させていただき、職務代理者であります○○○
○委員に、議長として議事進行をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、議案第53号「第12回農用地利用集積計画(案)について」

につきましては、職務代理者にお願いいたします。

○議長

それでは、議案第53号「第12回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

はじめに、議案書18ページの利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号2番と、19ページの所有権移転各筆明細を除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第53号「第12回農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。議案書15ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書16ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

(整理番号1～3番を朗読：3件)

次に議案書17ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上になります。

(整理番号1～4番を朗読：4件)

次に議案書18ページをご覧ください。使用貸借権各筆明細になります。

(整理番号2番を除く1～6番を朗読：5件)

○議長

ただ今、事務局より議案第53号「第12回農用地利用集積計画(案)について」について、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号2番と所有権移転各筆明細を除いた案件につき、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第53号「第12回農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号2番と、所有権移転各筆明細を除いた案件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第53号「第12回農用地利用集積計画（案）について」、利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号2番と、所有権移転各筆明細を除いた案件については、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案、18ページの利用権設定各筆明細使用貸借の整理番号2番を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、33番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第53号「第12回農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。議案書18ページをご覧ください。使用貸借権各筆明細になります。

(整理番号2番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より同議案、使用貸借の整理番号2番につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。同議案、使用貸借の整理番号2番につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、同議案、使用貸借の整理番号2番につきましては、原案のお

り決定いたします。

それでは、33番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

次に、同議案19ページ所有権移転各室明細の整理番号1番を議題といたします。ただし、この案件につきましても、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、20番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第53号「第12回農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。議案書19ページをご覧ください。所有権移転各筆明細になります。

(整理番号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より同議案、所有権移転の整理番号1番につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。同議案、所有権移転の整理番号1番につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、同議案、所有権移転各筆明細の整理番号1番につきましては、

原案のとおり決定いたします。

それでは、20番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

ただ今、議案第53号「第12回農用地利用集積計画(案)について」につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ここで、議長を会長と交代させていただきます。

(議長交代を確認してから)

《 議案第54号「農作業賃金等の標準額(案)について」 》

○議長

次に議案第54号「農作業賃金等の標準額(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第54号「農作業賃金等の標準額(案)について」を説明いたします。それでは資料20ページをお願いいたします。議案第54号「農作業賃金等の標準額(案)について」ですが、これは毎年農業委員会を出している「農作業賃金等標準額(案)」です。内容としましては、以前から農業委員や産業建設委員会から、昨年度までの「農作業賃金等の標準額」では、何処でも一定額になるのではないかと指摘をいただいております。農地の状況であるとか田畑の形状によって作業効率に違いがあるので、その実情に合わせて、当事者間で作業賃金の調整がしやすいように、平成28年度から作業賃金に幅を持たせるようにしたいと思っています。金額につきましては、県農業会議に紹介していただいた平成28年度「農作業賃金」を公開している川棚町、近隣の松浦市や行政視察に来られた古賀市を参考に作成させていただきました。

○議長

ただいま事務局より議案第54号「農作業賃金等の標準額(案)について」の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かありませんか。

○委員

作業名で「籾乾燥(乾燥機)コンバイン、田干しにある1乾燥」とあるのは面積は10aと考えていいのでしょうか。

○事務局

そう理解していただいていると思います。

○委員

時給750円から875円とありますが、残業をしてもらったときは残業賃金を払うようになるのでしょうか。

○事務局

払っていただきたいと思っています。

○委員

具体的にはどれくらいですか。

○事務局

参考になるかわかりませんが、市の超過勤務の率が100分の125で、1、25倍です。

○事務局

これまでの標準額の単価というのが表の左側だけだったんですね。他市を見たら低かったものですから、幅を持たせた分です。ですから、通常、今いう1時間750円という単価を設けたんですが、6,000円、7,000円を8時間で割って750円～875円と幅を持たせています。ですから大島地区で750円払っていますよということであれば、時間外では幅を持たせた上限875円の額を使ってもらえればと思います。

○委員

6,000円から7,000円と1,000円くらい幅を持たせているようですが、今まで左側の6,000円でやっていたんですが、実際に、平戸で右側の7,000円の金額でやれるんですか。他市はやれるけれど、実際に、平戸地区で7,000円、1,000円余計にだすとなると、雇っている人や専業農家はこの辺が気になるところです。また、男性、女性ではどうでしょうか。

○事務局

6,000円では安いというお話があったので今回幅を持たせていますが、実際にいくら払っているかは、こちらでは把握していませんので、高いかどうかはわかりません。また、男

女で金額に差はつけていません。

○議 長

よろしいですか。

○委 員

臨機応変にします。

○議 長

他にありませんか。

○委 員

乾燥の件ですが、1乾燥5,000円といっても、精米所では1袋で500円から550円で乾燥していると聞いていますが、1乾燥5,000円とは何を基準としているのかわかりません。1袋の表示でいいのではないのでしょうか。

○事務局

議案で出しているのは標準額で出しているのですが、当事者双方協議の上で決定していただくということではどうでしょうか。

○委 員

今、籾乾燥金額について問題になっていますが、大島地区では基盤整備をしていないところでは6俵、基盤整備しているところが、多いところでは10俵近く取るところがあるでしょう。ですから、これは、反当りではなく、お互いが話し合っただけで決めるということにしておかないと問題がおきます。1乾燥5,000円という形にしておいて、後はお互いが話し合いとしたほうがいいです。

○議 長

表の一番下にありますとおり、この農作業賃金は標準額ですので、当事者同士でお話し合いをして解決していただいたほうがいいのではないかと、あくまで(案)として出しておりますので、よろしくお願いします。

○委 員

籾乾燥は平戸の精米所である程度決まっているんですよ。早期がいくら、普通期がいくら

ということが話し合いの中で出来ていますので、できれば靱乾燥の金額をはずしていただきたいと思います。

○事務局

今、靱乾燥の部分でいろいろなご意見いただいておりますので申し訳ありませんが、もう一度、近隣の市の状況を調べさせていただいて、4月に再度提案させていただくということでご了承いただけませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので質疑を終結いたします。

《 議案第55号 農地台帳の点検の実施について 》

○議長

次に議案第55号「農地台帳の点検の実施について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第55号「農地台帳の点検の実施について」を説明いたします。

お手元に、農地台帳の点検の実施についての説明と書き方、担当地区農家リストをお配りしています。これは昨年までは選挙人名簿を見ていただいて、農家要件を満たしているか、選挙資格があるかどうか確認していただきました。今回、公選制が廃止になり、選挙人名簿登載申請の必要がなくなりました。ただし、農地台帳整備等実施規程により、毎年、農家であるかどうか確認をするように決まっています。今回見ていただきたいのが、リストに10a以上農地を持っている世帯を載せていますが、年間農業従事日数が60日以上あるかどうか、選挙人名簿調製と同じになるのですが、それを確認していただきたいと思っています。記載例ですが、60日以上従事している場合だったら、リストの中の農家・非農家の農家に○を付けていただき、60日以下の場合には非農家のほうに○を付けていただければと思います。選挙人名簿と違うところは本人申請ではなく、農地台帳システムからリストを作りました。選挙権は関係ないので、15歳から19歳の方もリストに載せています。委員が重複して受け持っている地区は、自分の担当地区を見ていただければと思います。

○議 長

ただいま事務局より議案第55号「農地台帳の点検の実施について」の説明が終わりましたので、後ほど農地台帳の点検について、確認審査をお願いいたします。なお、点検事項でご質問がある方は、職員を配置しますので、作業をしながら、逐次お尋ね下さい。

○議 長

それでは、本日予定しておりました議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

お謀りをいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

○議 長

これもちまして、平戸市農業委員会平成27年度第12回総会を閉会いたします。

— 午後4時20分 終了 —

10. 議事録の公開

公開する

11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 平成28年度総会開催日程表(案)
- ・資料3 非農地証明の取り扱いについて

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 28 年 4 月 21 日

会 長 丸 田 保

25 番委員 横尾 秀雄

26 番委員 大浦 正巳